

経営者・経営幹部向け 働き方改革セミナーのご案内

パートにも手当・賞与・退職金を支払わないと法違反に!?

# 「同一労働同一賃金」対応セミナー

## — 同一労働同一賃金に対応した給与の見直し方 —

大企業に対して同一労働同一賃金に関する改正法が2020年4月に施行されます。中小企業への施行も、2021年4月に迫っています。

昨今「同一労働同一賃金」を争点にした各種裁判の判決が続々と出ています。最高裁判決では皆勤手当などを支給していないことが違法とされました。さらに一部の裁判では、賞与や退職金を支給していないことが違法とされ、衝撃を与えています。正規と非正規との間の「説明がつく」待遇差の実現が今後の課題になりそうです。本セミナーでは「同一労働同一賃金」の法改正の内容を詳しく解説し、賃金制度の見直し方など具体的な対応策をご提案します。すぐ参考にできるノウハウ満載です。

いちよう  
ビジネス  
特別価格

### プログラム

- ①同一労働同一賃金とは
- ②最新の同一労働同一賃金に関する裁判例をチェック!
- ③同一労働同一賃金へ必要な対応
- ④契約社員・パートの給与の支払い方
- ⑤正社員の給与も見直しが必要
- ⑥派遣社員の同一労働同一賃金とは

### ★セミナー参加特典★

中小企業の賃金相場がわかる統計グラフ  
「ズバリ! 実在賃金」をプレゼント!

2020年1月29日(水)

14:00~16:30

場所:三鷹産業プラザ7階会議室  
(JR三鷹駅南口徒歩7分)

参加費: ~~10,000~~円(税込)  
※特別価格 5,000円

【顧問先企業様は無料です】

◎終了後、個別相談もお受けします。

※社労士、経営コンサルタント等同業の方  
のご参加はお断りいたします。

### ◆講師◆



高木 厚博 (CRAFT経営人事パートナー代表、特定社会保険労務士)  
1974年生まれ。関西大学法学部卒業。  
日々顧問先企業様の人事・労務の課題解決に取り組む一方、  
人事コンサルタントとして賃金制度・評価制度・退職金制度などの  
コンサルティングを多数手掛ける。  
金融機関、商工会議所主催セミナーなど講演実績多数。

お申込みサイト



お申込FAX: 050-6868-2762 (QRコードからどうぞ)

貴社名		従業員数	名
所在地	〒		
TEL		FAX	
お名前①		役職	
お名前②		役職	

主催: CRAFT経営人事パートナー <https://craft-jinji.com>  
お問合せ (担当: 高木) [info@craft-jinji.com](mailto:info@craft-jinji.com) TEL: 050-3704-2266